

勤労青年高等教育に関する社会的要請の一側面

——大学通信教育卒業生の調査研究を中心として——

助 教 授	森 口 兼 二
研 究 協 力 者 大学院博士課程	吉 岡 剛

は じ め に

本稿は、京都大学教育部において行なった昭和36年・37年兩年度にわたる総合研究「高等教育に関する社会的要請」の分担研究課題に関する報告であり、勤労青年が、高等教育を受ける機会の一側面として、大学通信教育における現状と問題点の若干を明らかにしようとしたものである。本文の執筆には森口が当たったが、調査計画の立案や調査票の集計・解釈等については、終始、森口と吉岡が協力して行なった。調査結果の報告に先立って、大学通信教育とか勤労青年高等教育の問題を眺める視座ないしは、位置づけるべき社会的文脈としての教育機会という問題について、一般的な筆者の考えを明らかにしておきたい。

1. 教育機会に関する社会的要請

〔一般的考察〕 「教育機会の均等」は、今日の文明社会の殆んどすべてが教育行政上の基本的な¹⁾たてま^えとしてしているが、その¹⁾たてま^えと現実が一致していないという点についても、また多くの国に共通しているようである。わが国の場合、後期中等教育への進学が、学業成績によって代表されるような進学能力のほかに、同じ程度の成績水準の生徒でも、家庭の経済能力を始め、両親の学歴や学歴観、保護者の主な職業、本人の性別や出生順位等の能力外諸因子によって左右されることについては、ささやかながら筆者自身が調査の結果を報告したことがある。世界文明諸国においても、不平等の現実を理想に近づけて、能力あるものの保護・育成をはかる努力は払われているが、なお大部分の国では、貧窮者は競争試験に優秀でなければ奨学資金を受けての大学生活は送り得ないのに対し、富裕者は、一応の水準なら大学生活を送り得る、という意味での進学機会上の差は依然として存するようであり、この事は、文的省調査局の「各国の高等教育Ⅰ—Ⅳ」に見ることができる。

ところで、筆者の考えでは、教育機会の均等という原則は、個人的観点からと社会的観点から

註 1. 拙稿「進学機会の規定諸因子に関する一研究」京大教育学部紀要Ⅵ, 1960

と、ともどもに要請されるものというべきである。すなわち、まず個人的な観点に立つとき、少数の例外はあるとしても、一般には自分の個性を最大限に生かし、それを通じてする社会への貢献とそれに対する社会からの高い待遇・評価を求めるのが普通であろう。日本国憲法は、その第13条に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の行政の上で、最大の尊重を必要とする」とうたっている。憲法第26条及び教育基本法第3条の教育機会に関する規定は、上記の憲法第13条の主旨を生かす重要な一側面として考えることもできるであろう。自由で個性的な自己実現と、それに対して社会の払う有形・無形の待遇・評価は、個々人の幸福を支える重要な条件と考えられるからである。そうしてこの際、社会から与えられる高い待遇・評価が、一般に長い組織的な訓練期間を要求する専門的・管理的な職業に伴い勝ちである事の説明は、もはや蛇足の類に属するであろう。進学機会の均等は、まず、個々人の幸福追求権を平等に尊重すべきだという観点から、民主的な国家のすべてが負わされた社会的要請と考えるべきであろう。

つぎに、社会的な観点から考えると、どの国家も、文明の維持・発展の多くを教育に負っていることはいうまでもない。しかも、それは可能なかぎり高い水準での教育をできるだけ多くの人々に、という市民層の全体的な向上に対する要請としてだけではなく、文明の維持・発展を指導的に担うエリートの意図的な形成をも要請する。とくに、この後のエリート形成に関する要請は、民主的でない社会にも共通する必要である。「そこで、・・・」、クライブ・ベル(Clive Bell)はいう。「・・・唯一の問題は、そのエリート・クラスがいか²⁾かにして選ばれるか、という点にある。現在までのところ、それは極めて無法なシステムによって、すなわち親の財産によって選択されてきた。だが、富める親の子弟が異例の高い知性や感受性に恵まれているという保証はない。現に、今の英国は、文明の中核を構成するはずの男女の中に、大した教養も持たぬ多くの怠慢者どもをかかえているのである。このような制度は、明らかに社会的な不経済というべきである。・・・」この指摘は、一昔前の英国についてだけでなく、程度の差はあれ、多くの諸国の現代にもあてはまるものといえよう。

ともかく、以上の所論を要約すれば、教育機会の均等の原則は、人間形成機能の上に、学歴のもつ社会的昇降機としての機能認識をもふくんだ個人の幸福追求権を、社会において平等に尊重し、保証すべきであるという要請として、また社会的観点に即していえば、社会における文明の維持・発展のための全体的・選択的な教育投資の有効性を高めようという要請として存在するものといつてよいであろう。

〔日本における学歴の社会的意味——調査の前提としての問題意識〕 学歴のもつ社会的意味には、以上に述べたような世界共通のものがあるけれども、とくに、明治以後の日本社会において、出身校をふくむ学歴が異常にものをいってきた事実については、多くの人々が、すでに指摘して

註 2. Clive Bell, "How to Make a Civilization" in Larrabee and Meyersohn (eds.), Mass

いる。筆者自身も、若干の資料を提出したことがあるから、ここにはくりかえさない。ただ最近、³⁾「有名校と寡占企業の拡張ギャップ（需給のギャップ）とでもいう構造的変化に基因して、
寡占企業体への非有名校の進出傾向が顕著に⁴⁾みられる」という事実が麻生誠氏によって指摘されている点につき、若干ふれておきたい。というのは、まさに麻生氏の指摘されている通りの傾向は、はっきりうかがえるけれども、しかも、なお、非有名校の進出は単に程度の差にすぎず、本質的に大企業労働市場が、少数の大学出身者によって制せられているという基本的傾向は今なお、改まっていないという点である。麻生氏自身もこの点を、大企業市場への接近性の差として指摘しておられるが、参考までに、最近筆者の行なった調査結果の一、二を紹介しておきたい。

第1表 大企業新規就職者数における出身校別分布

大学種別 就職者数	4 年 制			2 年 制	計
	国 公 立	私 立	小 計 %	(短大)	
500人以上	2 校	2	4 (1.6)		4 (0.7)
200～499人	8	5	13 (5.2)		13 (2.4)
100～199人	9	2	11 (4.4)		11 (2.0)
50～ 99人	19	14	33 (13.2)		33 (6.1)
1～ 49人	44	54	99 (39.6)	15	114 (21.1)
0 人	23	68	91 (36.0)	275	366 (67.7)
計	105	145	250(100.0)	290	540(100.0)

註 旺文社「時」の昭年三十八年版「会社案内号」における資本金30億円以上の企業体につき全数調査した結果。

まず、第1表は、昭和37年度の資本金30億円以上の企業体199社への新規就職者 13,208 名の出身校を調査し、就職者の絶対数における分布を一表にまとめたのである。この表でも、4年制の大学で100名以上の就職者を数えるのは、国・公立の19校、私立の9校のみで、国公立をあわせて、250校中の11%にあたる28校にすぎない。絶対数の多い方から13校（国立7校、私立6校）とれば、これら、大企業への新規就職者の51.5%と半ばをこえ、残りの237校から就職した総数と匹敵する。

ところで、もとより、絶対数としての就職者の多さと、卒業者中の就職者発生率の高さでは順位はかなり異なる。そこで、より適切な比較手段としては、発生率で比較せねばならないが、麻生氏の統計との比較の便宜上、氏が国公立のA及びBグループとして分類された有名校及び準有名校13校に、私立のAグループとして分類された二校を加えた15校の卒業生中、大企業の就職者発生率と、残余の235校のそれを比較すると、第2表のとおりである。（なお参考までに筆者の調査によれば、麻生氏のえらばれた有名校・準有名校の大部分は、大企業就職率においても高位を占めるが、二・三の例外もあり、また私立の準有名校Bグループの大企業就職率は国公立の下

Leisure (Illinois : The Free press, 1959) , p.35

註 3, 拙稿「入学競争の社会的条件」京大教育学部紀要Ⅵ, 1958

位グループと同程度で、同じく私立のAグループの平均は、国公立のA及びBグループの平均を下まわる。)

第2表 大企業(規模別)就職者発生率における出身校別格差

区 分	A 有名校15校	B その他の235校	A/B
a 卒業生の計	19,152	146,490	
b **資本金30億円以上の企業体就職者	6,368	6,825	
b/a 〃 就職者発生率	33.3%	4.7%	7.09
c * 資本金10億円以上の企業体就職者	8,227	12,315	
c/a 〃 就職者発生率	43.2%	8.4%	5.15
c-b 資本金10~30億円の企業体就職者	1,859	5,490	
c-b/a 〃 就職者発生率	10.3%	3.8%	2.71

*資本金10億円以上の企業体就職者は、麻生氏の算出されたもの。

**資本金30億円以上のものについては、筆者が、旺文社「時」の昭和38年度版臨時増刊「会社案内号」より算出したもの。

そこで第2表についてであるが、まず有名校15校の昭和37年3月卒業生中、資本金30億円以上の大企業に就職したものが33.1%と3人に1人の割合であるのに対し、それ以外の235校の場合、4.7%と21人に1人の割合となっている。いいかえれば、4年制大学の6%を占める有名校の大企業就職者発生率は、94%を占める残りの大学の場合に比べて7倍にあたる。麻生氏の資料の⁵⁾ように、企業体の規模を10億円以上の線にまで下げれば、この倍率は5倍になるが、第2表中の(c-b)/aのらん、すなわち資本金10~30億円程度の、大企業とよばれるものの中では比較的小さなもののだけをとると、倍率はさらに2.7倍になることに注意せねばならない。このことは、せいぜい資本金30億円どまりの企業体では、学校別就職率で大した格差はなくなっているが、30億円以上になると、きわめて大きく差が開いてくることを示唆するであろう。

しかも、このような傾向を、筆者が過去に行なった大企業の採用の方式に関する調査で明らかになった「一般公募するものが僅か5.5%にすぎず、大部分は大学への推せん依頼と縁故関係に頼っているという事実」、及び日経連の行なった調査で「推せん依頼状の範囲が20校どまりのもの80%」⁶⁾といった傾向と⁷⁾考え合わせるとき、寡占企業体の有名校支配は、能力選抜前の選抜という採用方式に支えられつつ、なお強く残存していることを認めるのが正直というものであろう。

さらに我が国においては、このような大企業と中小企業との対遇差がきわめて著しい。第3表は、従事員1000人以上としたときの、企業規模別賃金格差を米・英・西独の諸国と比較したものであるが、日本の場合、500人以上でも1000人以上の企業体における賃金の4分の3となり、99人以下の企業体では、40%台となっているに対して、米・英・西独等では、50~99人の規模でもなお80%の線が維持されている。そうして、文部省の調査報告「職種と学歴」が示すように、

註 4. 麻生誠「有名校」、教育の時代1963年3月号、77頁。東洋館出版社

註 5. 麻生誠前掲論文 註 6. 拙稿前掲の註3論文中所収

註 7. 清水義弘「試験」(岩波新書)、123頁、1957、岩波書店

「規模が大きくなるに従って、管理的職種総体としての学歴が高くなる⁸⁾」のはもとより、上に述べたような賃金格差が、有名校出身の寡占企業労働市場における優勢と、さらには年功序列賃金

第3表 製造業における企業規模別賃金格差

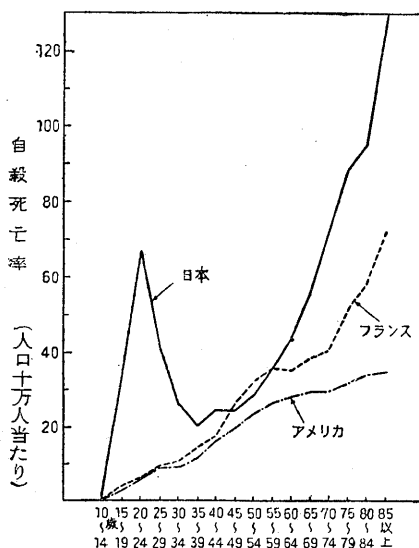
国名 従業員数	日本 (1957)	米 国 (1954)	英 国 (1949)	西 独 (1954)
10～49	40.6%	75.7%	82.5%	87.8%
50～99	49.4	80.8	83.7	
100～499	61.0	82.9	85.5	91.6%
500～999	76.1	88.9	89.3	
1000～	100.0	100.0	100.0	100.0

註 労働統計月報1960年11月号

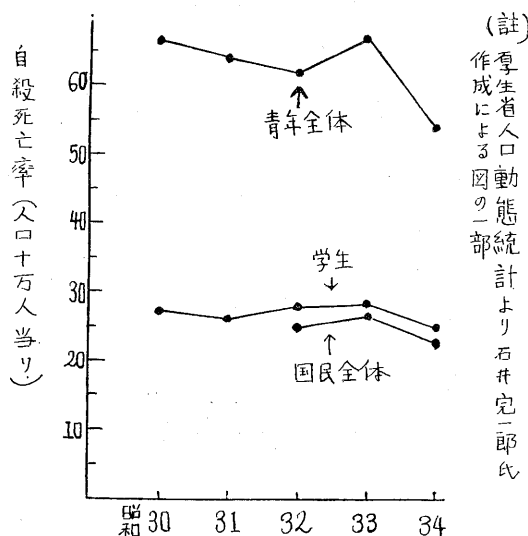
と終身雇庸原則の支配という転職を不利にするような諸条件が結びつくところに、日本における学歴とか出身校というものがあるのも、並々ならぬ社会的意味が出てくるのである。

このことが何より明瞭な姿で現象化するのはい入学試験競争においてであろうが、これを一言で要約すれば、人生競争の青年期集中と表現することも可能であろう。我が国の自殺率のカーブが、第一図に示すように、多くの国々における年令の上昇にともなって高まるカーブと異なり、青年

第一図 年令別各国自殺率



第二図 青年、学生及び国民全体の自殺率の比較



(註) 厚生省人口動態統計より石井完一郎氏作成による図の一部

期において、ひとつの著しいピークを示すのであるが、このような特異なカーブの様相も、人生競争の青年期集中という現象と無関係とは考えられない。現に、我が国の青年期の自殺率は、人

註 8. 文部省「職種と学歴」23頁, 1955

生競争の成功者候補ともいうべき大学生群に比して、勤労青年層に極めて多い。第二図（本学の石井完一郎助教授が昭和34年度の厚生省人口動態統計から作製された図の一部を御諒解を得て借用させて頂いた）に示したように、昭和32年～34年の学生の自殺が10万人あたり27人前後で、国民平均のそれと殆んどかわらないのに対し、20～24才の青年全体をとってみると、10万人あたり60人以上と国民平均の2倍半である。このことは青年層の自殺率を学生を除いて計算した場合、さらに高くなることを意味している。それだけでなく本学教育学部の倉石精一教授による未発表の研究によれば、大企業の青年従業者の場合も自殺率は低いことが分っているから小さな企業体に働く青年に、自殺は、きわめて高いと察せられる。

このような例から示唆されるように、日本における進学機会問題は、将来の人生の明暗を染め分けるような形で、青年期に重くのしかかっているものと考えられるであろう。本稿の目的が、高等教育をうけようとする勤労青年にとって、最も接近し易い進学機会を与えるコースのひとつである大学通信教育課程をとりあげ、その卒業者の調査を通じて問題点の若干を提示しようとするものであることは先にふれたが、このような側面を考えようとする前提としての問題意識には、上にのべたような、日本社会における学歴の特殊な意味と、その中で陽の当らない場所に位置する勤労青年の社会的立場があるわけである。

2 大学通信教育のあゆみと現況

〔戦後における大学通信教育の発足〕 「高等学校は通信教育を行なうことができる」という規程をその45条にかかげた学校教育法の制定されたのは昭和22年3月であり、この通信教育に関する規程は、大学にも適用されることになった。もとより、我が国の通信教育の歴史は、それよりはるか以前にさかのぼる。早稲田大学の「政治講義録」は明治9年にスタートしているが、戦後の大学通信教育は、大学通信教育基準にもあるように、「教育民主化の精神に則り、大学教育を広く開放する」という主旨から、「通常の課程と同一水準において行なわれねばならない」事を前提として出発している。しかも、「戦後の新しい教育は、何でもアメリカの落し子のようにいる人がいるが、公民館と通信教育とだけは、アメリカの助言によったものではない¹⁰⁾」のであった。

敗戦にともなう教育民主化の要請に加えて、教育施設の蒙った大打撃の下で、当時、極度に不足していた貴重な出版用紙をもっとも有効に教育的に使いたいという願いは、多くの出版文化にたずさわる人々に共通するものであった。このような一般的要請の上に、当時「軍関係の学校を出た若い者たちが、いわゆるテン・パーセントの関所（軍関係出身者の転入学は、10%しか認めないという占領軍司令部の指令）にへだてられて、行く手を塞がれているのを通信教育で救ってやりたかった¹¹⁾」という意向も手伝って、文部省社会教育局を中心に、すでに昭和21年に、通信教

註 9. 京都大学を中心とする「自殺の研究」において明らかにされたもの。

註 10. 日本通信教育学会「日本の通信教育」17頁。1957

註 11. 前掲書10頁。山崎文部次官の言葉として引用されている。

京 都 大 学 教 育 学 部 紀 要 X

育に関する準備的な取組みが始められていた。その検討は、間もなくCIEからの参加も得て「通信教育懇談会」という形式で進められることになったが、このような検討と努力の結果が、通信教育の制度化として結実したのである。

一方、戦後もっとも早く通信教育への取組みを開始したのは法政大学で、昭和22年の10月に発足しており、さらに慶応大学・中央大学・日本大学・日本女子大学・玉川大学等が相次いで通信教育を始めたが、昭和25年4月、正式に学校教育法による大学通信教育が認可された。すなわち、それまで各大学によって行なわれ乍らも、なお、社会教育としての通信教育扱いであったものが、正規の大学課程として扱われるようになったのである。ここにおいて、通信教育の行政所管は、昭和22時の通信教育認定規定による社会教育局から、大学課程は大学学術局大学課へ、また教職員通信教育は教職員養成課へと移されたのである。このことは、大学の課程としての通信教育は、クレジットを与える通信教育となり、科目別履習制度が附設されたとはいえ、ノン・クレジットの職業・技術・教養等に関する社会通信教育とは、一線を劃されたものになったことを意味する。なお、その後、上記の大学の他に、仏教大学・浪速短期大学・近畿大学・武蔵野美術短期大学・協同組合短期大学がそれぞれ通信教育課程を開設し、現在に及んでいる。

〔大学通信教育受講者の現況〕 昭和26年、法政及び慶応両大学から最初の卒業を送り出してから、すでに12年が経過し、昭和36年度の文部省第39年報によれば、大学通信教育課程に在籍中の学生数は7万を超える。第4表に示すとおり、この数値は、約72万名の全大学在籍者の7%強にあたる。けれども、同表に明らかなように、大学全体をとって見た時、卒業生は在籍数の23%と

第4表 大学通信教育在籍者数及び卒業生数と全大学在籍者及び卒業生数の比較

大 学 通 信 教 育 課 程 ※	大 学 名	昭和36年度在籍者数(a)	卒業生数(b)	b/a
	日 本 大 学	10,838	636	5.9%
	日本女子大学	5,568	150	2.7
	法 政 大 学	7,802	316	4.1
	中 央 大 学	8,537	432	5.1
	玉 川 大 学	7,644	229	3.0
	慶応義塾大学	8,221	151	1.8
	仏 教 大 学	546	47	8.6
	近 畿 大 学	393	—	—
	小 計	49,549	1,961	4.0
	協同組合短大	483	—	—
	武蔵野美術短大	765	10	1.3
	近畿大学短大部	1,643	61	3.7
	浪 速 大 学	1,180	280	24.7
	小 計	4,071	351	8.8
	通 信 課 程 計	53,620	2,312	4.3
※※大学全体 (37年)		727,104 (7.4%)	約172,000 (1.3%)	23.6

※ 文部省第89年報より算出 ※※ 教育年鑑昭和39年版より算出

4分の1弱を示し、1割強の短大をふくむものの、だいたい、一学年に在籍する数ないしは入学者数にほぼ近い卒業生を数えており、僅少の落伍者があるにすぎない。このこと自体にトコロテン式卒業という問題はあるとしても、これに比較した時、通信教育課程における卒業生数の対在籍者比較は、4年コースで4%にすぎず、これを4倍してみても16%であり、このことは、通信教育における学年制度を再考する必要を示唆するとともに、卒業の困難性を如実に示すものと云えよう。卒業を困難にする条件については後に改めてふれるが、入るに「狭き門」ではない勤労青年に開かれた高等教育の門は、出るまでの過程において、極めてきびしいものといわねばならない。スクーリング出席の困難もさることながら、一単位に一通のレポート提出が義務づけられる通信教育に比して、「入るには困難でも、出るには、より容易な」通常課程も少くないのではなからうか。

ところで、慶応大学や日本大学のように、通信課程についても、入学に際しては、通信課程に準ずる試験を課しているところもあるが、これらの場合にも、一応「特修生」として入学してから在学中に正科生の資格をとる道が講ぜられているから、募集人員において、通信課程が狭き門ではないことは、先にもふれたとおりである。けれども、通信教育課程を開講部門において問題にすると、短大における若干の特殊課程を例外とすれば、各大学ともほぼ法・文・経等の文科系と家政学に限られ、勤労青年の学習意欲の半面にしか機会が与えられていない点には、制度上、重要な問題を残しているものというべきであろう。もとより、実験を必要とする諸学科に関して、通信教育のもつ制約のあることは云うまでもない。だが、現に文部省の認定するノン・クレジット¹²⁾の社会通信教育を比較対象として取上げれば、36年度における19の科目中、電気・無線・ラジオ・テレビ等、電気関係の講座4科目の受講者が、全受講者17万人の38%を占め、孔版・自動車等の技術関係も多く、それぞれ16%・8%で、以上6科目の受講者で全体の62%になる。なお、文部省85年報の統計から算出した場合昭和33年までの社会通信教育14科目中、前記の電気関係4部門を占める電気関係講座受講者が、開講以来の入学者において全体の52.3%を占め、中退者も少なく、修了者では、全体の71.2%に達することも、勤労青年の要求の一端を示しているであろう。このような技術部門に関する、より専門度の高い教育機会拡張への社会的要請と青年自身のニーズを考えると、それらの通信課程への導入は充分検討に値する問題ではなからうか。ちなみに文部省の昭和35年5月1日現在の調査による専攻別所属数は第5表のとおりである。

なお、ここで多少順序が前後するが、戦後の特殊事情からして、我が国の大学通信教育は、その発足当初において、教職員免許取得のための手段としての性格を極めて強くもっていたということ、及びその傾向は、上述の開講部門における制約と結びつくことによって、現在にも尾をひき、通信教育を本来の勤労青年のための高等教育機会拡張という姿になることをおくらせているのではないかと考えられる点について、若干の説明をつけ加えておく必要を認める。

註 12. 文部省第八十九年報、36頁。1962

京都大学教育学部紀要 X

第5表 学部別在学学生数（文部省昭和35年5月調べより算出）

大学種別 学部・学科別	4 年 制 大 学	短 期 大 学
法 学 部	15,130 (33.6) %	—
文 学 部	16,077 (35.6)	—
経 済 学 部	6,988 (15.5)	—
商 学 部	576 (1.3)	—
仏 教 学 部	421 (0.9)	—
家 政 学 部	5,869 (13.1)	—
商 経 科	—	1,596 (43.5) %
保 育 科	—	1,209 (32.9)
デザイン・美 術 科	—	534 (14.5)
農 業 協 同 組 合 科	—	323 (9.1)
計	45,061 (100.0)	3,662 (100.0)

というのは、昭和24年に「教育職員免許法」が施行され、「教職員はこの法律により授与する相当の免許状を有するものでなければならない」と規定したのであるが、当時、戦中・戦後の教員不足から動員された教師の中には多数のいわゆる「助教」を数えだし、旧師範出の教師の多くも、二級普通免許状の所有者として、格づけされたのである。これらの教員たちで、新しい教員養成制度の確立とともに、新制大学卒の一級免許状所有者を迎えようとする事態に直面して、上級免許状の取得へと動機づけられたのは当然であろう。したがって、昭和25年9月から全国の51国立大学で開講された教職員のための通信教育では、ピークの昭和28年において8万人を超える受講者を数え、日本教育大学協会の「国立大学に於ける通信教育の実態報告」では、単位取得を受講目的としたものが、95.9%と報告されている。

このような下地の上に、大学通信教育の開講科目が、すでに述べたような範囲のものに限られており、さらに、年間40日というスクーリングへの出席可能な職業階層に関する制約も結びついて、従来の大学通信教育利用者の極めて大きな部分を、教員層が占めるという特殊性を存続することになった。第6表は、昭和34年度における各大学教育課程の卒業生を職業別に見たものであるが、ここにも上述の事情が、明白にうかがえるであろう。すなわち、4年制7大学の通信教育課程卒業総数に対して、職業別に見ると教員の割合は57%に達しており、中央大学と慶応大学を除く何れの大学でも、この傾向は極めて顕著である。

もとより、大学通信教育が教職員の現職教育に活用されること自体には、何ら問題とすべきものはない。だが、以上の記述からも諒解して頂けるように、これ迄の大学通信教育は、少なくとも結果的に検討してみた限りにおいて、もっとも主だった対象を教職員層としてきたのである。このことは、正直に云って、大学通信教育が、経営上、教員層に依存してきた事を意味するであろう。そこで問題はこのような教員層への強い依存性という制約における通信教育計画は、その将来性において考える時、本当にさまざまな高等教育への学習意欲と能力をもつ勤労青年に対す

第6表 大学通信教育卒業生の職業別

区 分	教 員	公 務 員	会社・銀行・商店	その他及び無職	計
日 本 大 学	444 (71.5) %	73 (11.8) %	53 (8.6) %	50 (8.1) %	620 (100.0) %
日本女子大学	98 (60.9)	11 (6.8)	10 (6.2)	42 (26.1)	161 (100.0)
法 政 大 学	286 (74.7)	41 (10.7)	35 (9.1)	21 (5.5)	383 (100.0)
中 央 大 学	96 (19.8)	232 (47.7)	75 (15.4)	83 (17.1)	486 (100.0)
玉 川 大 学	150 (92.0)	1 (0.6)	7 (4.3)	5 (3.1)	163 (100.0)
慶応義塾大学	66 (34.0)	35 (18.0)	33 (17.0)	60 (31.0)	194 (100.0)
仏 教 大 学	37 (86.1)	1 (2.3)	4 (9.3)	1 (2.3)	43 (100.0)
小 計	1177 (57.4)	394 (19.2)	217 (10.6)	262 (12.8)	2050 (100.0)
近畿大学短大部	19 (16.5)	34 (29.6)	42 (36.5)	20 (17.4)	115 (100.0)
浪速短期大学	171 (59.2)	26 (9.0)	33 (11.4)	59 (20.4)	289 (100.0)
計	190 (47.1)	60 (14.8)	75 (18.6)	79 (19.5)	404 (100.0)
合 計	1367 (55.8)	454 (18.5)	292 (11.9)	339 (13.8)	2454 (100.0)

る機会附与と欲求充足のコースとして、十分の発展を遂げる上に、支障条件として作用しないかという危惧である。

なお、上記の問題点に加えて、開講大学の地域的分布における集中性、受講生の出身地についてもふれておきたい。すでに述べたように、日本における高等教育機関は著しく大都市に集中しており、このことが進学機会の上で、居住地域による不平等を生ぜしめる原因になっているが、このような空間的制約を克服する所に重大使命をもつ通信教育課程についても、同じようなことが程度の差はあっても指摘できる。

すなわち、通信教育課程をもつ大学自体の地域的分布が、4年制8大学の中、6校は東京、大阪と京都に1校ずつあることに関連して、通信教育課程の利用者すなわち在籍者の地域的分散性に比して、卒業者の分散性は低いという傾向があらわれている。いいかえれば、東京に所在する大学に例をとると、スクーリングを中心とする地域的にも有利な条件に恵まれた東京その他の卒業生が全卒業生中に占める割合は、同じく、スクーリングに便利な諸県の在籍者が全在籍者中で占める割合よりやや高くなっている。

第7表は、厳密に正確なよりどころとは云えないが、日本女子大学について、在籍者構成比と卒業生構成比を地域別に比較したものである。構成比における1%以内の差は(≒)で示すとすると、卒業生構成比が在籍者構成比と同じ程度か、それより上まわる地域は、東京都、関東、中部、近畿、中国、四国であり、下まわるか同じ程度という逆の数値を示すものは、北海道、奥羽、九州で、四国を例外とすれば、やはり、交通の便利なところに卒業生も高いという傾向がうかがえる。日本でも、スクーリングのための分校や移動スクーリングが発達すれば、テレビやラジオの利用と相俟って、このような制約は減少するであろう。

ともかく、以上に、我が国の大学通信教育の経過と現況の中で、ごく大づかみな特質や問題点

第7表 地域別在籍者と卒業者の比較

	日 本 大 学		日 本 女 子 大 学	
	昭和32年度 在 籍 者 %	昭和32年度迄の 卒 業 者 %	昭和31~33年 入 学 者 %	昭和34年度迄の 卒 業 者 %
北海道	1947 (14.6)	> 220 (8.3)	351 (6.7)	> 46 (4.8)
奥羽	1839 (13.8)	> 317 (12.1)	639 (12.3)	> 84 (8.8)
関東(東京都を除く)	1803 (13.7)	< 516 (19.7)	631 (12.1)	= 126 (13.0)
東京都	1223 (9.2)	= 265 (10.0)	702 (13.5)	< 171 (17.7)
中部	2108 (16.2)	< 479 (18.2)	895 (17.3)	= 171 (17.7)
近畿	918 (6.9)	= 186 (7.2)	505 (9.8)	< 110 (11.4)
中国	751 (6.2)	= 144 (5.3)	445 (8.7)	< 112 (11.6)
四国	762 (6.2)	= 166 (6.4)	468 (5.2)	= 49 (5.1)
九州(沖縄をふくむ)	1664 (12.4)	= 342 (12.9)	757 (14.4)	> 96 (9.9)
	13015(100.0)	2635(100.0)	5193(100.0)	968(100.0)

※日本大学の統計は名簿類から吉岡が算出したもの、日本女子大学はそれに大学学術局の調査報告(昭和35年)を加算して作成したもの。

を概観した。要約すれば、①大学通信教育は占領軍の指示によってでなく、戦後における我が国独自の社会的要請にこたえるべきものとして自発的に制度化を見たが、教職員の上級免許状取得という目的に偏したきらいがあること。②利用者は高等教育機関在籍者の7%とかなりの数にのぼるが、卒業生は年間1.3%と極めて僅少であり、その困難性が示唆されること。③通信教育の開講部門における限定は、社会通信教育の利用状況から推しても、勤労青年に対する技術部門の教育機会を与えておらず、彼等の要請を充足していないと考えられること。④修学の空間的制約を克服する有力手段としての通信教育にも、若干、地域的条件に基づく、機会差別が存在する傾向もうかがえる事等の諸点である。われわれは、これらの諸点の中、社会的要請に関する諸仮説を検討し、また若干の補足を試みる意図で、昭和37年2月から4月にかけての調査を行ない、返事のなかった調査対象に対しては、その後、補充調査を行なった。調査結果の概要を、つぎに紹介することにしたい。

3. 大学通信教育卒業生の調査

〔調査目的及び調査方法〕 本調査の目的については、以上の所論中にも述べたが、さらに補足すれば、大学通信教育というものを、もっぱら勤労青年に対する高等教育への機会均等化手段という観点から問題にし、この課程を実際に体験し修了した卒業生の口を通じて、現状と問題点を明らかにしようとする事にあったといえる。調査目的のこのような性格からして、調査対象も、教職員以外の勤労者として大学通信教育を利用したものにしぼろうと計画した。また、調査の対象校としては、すでに①教員以外の多くの卒業生を現に世におくり出しており、教員以外の広い活動領域ないしは就職分野を期待できる法・経・文の部門を開設しており、③標本抽出に使用できる卒業生名簿が入手し得る大学ということから、日本大学と慶応義塾大学をえらんだ。また

標本の大きさは、調査費の制約や信頼度の検討から、大体400名を目指して、600名に調査票を配布することとし、両大学の名簿中から、現職において学校勤務者を除いたものについて、だいたい4人に1人の割合で任意抽出するという原則を立てた。実際の回収率は、再度の無返答対象に対する依頼状の送附等で、387名の方から回答を頂き、回収率は64.5%であった。[なお住所不明で送り返えされた分については、改めて同数の標本を抽出して、調査票を送った。

ところで、われわれのこのような意図にもかかわらず、名簿上の職業らんが空白であった者を抽出母集団に加えたことと、卒業後の転職者があったことから、回収票には21% (83名) の教職にある人々が混入することになった。これは調査意図からいえば、もとより失敗というべきであろうが、結果的には、職業別の比較などをする上に饒幸であった面もなくはない。回集票の性別・卒業年次別の構成は、第8表のとおりであり、年令別構成は第9表に示すとおりである。性別では殆んどが男子であるが、卒業年次では、昭和26年度から昭和34年度にわたっており、とくに昭和28年から33年の間については、それぞれ40名から60名台の回答がよせられている。最近のものがふくまれてないのは、卒業者名簿の発行年による限定からである。また、調査時における満年令別の構成では、35才以上の人によって47.3%が占められ、この数値は、通常課程の卒業年令以上の通信教育利用率を、もっとも低く見積った場合の極限を意味する。すなわち、過去の通信課程利用者は、教職員免許取得の必要もあり、さらに単位取得の困難から在学年限の延長も手伝って、受講者の年令構成は、大学の通常課程よりはるかに高いのはもちろん、年代的にみて、明治生れ13人 (3.4%) 卒業時に30才を超えていた人が少なくとも12%あった。また調査対象の卒業までに要した経過年数は4年制の課程に限定すると、第10表のとおりであり、二つの大学間に大きな差があるが、ともかく、全体として、4年で卒業し得る人は6割にみえない。さらに、両大学における4年で卒業し得た人の割合は有意水準1%レベルでの差があり、多くを卒業させようとするれば、規定に甘い温情主義が働くことも示唆される。したがって、通信教育課程の正規の学年制を

第8表 標本における性別・卒業年次別構成

性 年 次	性		
	男	女	計
昭和26年	5	0	5 (1.3) %
27	32	2	34 (8.8)
28	50	0	50 (12.9)
29	45	0	45 (11.7)
30	40	3	43 (11.1)
31	63	3	66 (17.0)
32	63	3	66 (17.0)
33	50	3	53 (13.7)
34	19	1	20 (5.2)
35	0	0	0 (—)
不 明	4	1	5 (1.3)
計	371 <95.9>	16 <4.1>	387(100.0) <100.0>%

第9表 標本における年令別構成

調査時の年令	※A大	B大	計	%
50才以上	11	2	13(3.4)	(47.3)
40~49	29	17	46(11.9)	
35~39	67	57	124(32.0)	
30~34	70	63	133(34.3)	(47.3)
25~29	52	14	66(17.1)	
不 明	2	3	5(1.3)	
計	231	156	387(100.0)	

※ 以下、調査対象校は、A、Bという仮称で記することにする。

たとえば、5年制にするといったことも、十分考えられて然るべき問題ではなからうか。われわれの調査では、5年をとった場合82%がふくまれることになり、6年制で90%である。

〔通信教育利用者の学業能力と入学の目的〕 通信教育課程の卒業

第10表 卒業までに要した経過年数（二年課程をふくまず）

大学 年数	A 大		B 大		計	
4 年	120	72.7%	63	42.5%	183	58.5%
5 年	35	21.2	41	27.7	76	24.3
6 年	8	4.9	18	12.1	26	8.3
7 年	1	0.6	17	11.5	18	5.7
8年以上	1	0.6	9	6.1	10	3.2
計	165	100.0	148	100.0	313	100.0

が通常課程に比して極めて困難で、途中放棄者が多数に上ることは、すでにかかげた統計から明らかであり、また通信教育課程卒業者の受ける社会的待遇が通常課程の者より低く評価されることは、後に示すとおりである。それでは、通信教育課程卒業者の場合、学習能力において通常課程入学者（その殆んどすべては卒業する）に比して、劣るものであろうか。

第11表は、大学通信課程に入学するまでの高校もしくは旧制中学の最終学業成績についての問に対する答えである。幾分は主観的に高い方への位置づけをしていることも考えられるが、二つの大学をあわせた場合、上位五分の一以内に入っていたという者の割合60%であり、半分より上という線まで下げると85%が、さらに半分位という線まで下げると94%がふくまれている。これと比較し得る資料はないが、

第11表 高校（旧制中学）時代の最終学業成績

現在の大学通常課程在籍者の

高校卒業成績分布は、全体として考えると、この数値より低いことは想像できても、高くはないであろう。すなわち、昭和30年度の高校卒業者中大学進学者は丁度20%であり、それ以後、高校進学率は

	実数	%
1. 上位 $\frac{1}{5}$ に入る。……………	233	(60.2)
2. $\frac{1}{5}$ には入らないが半分より上。……………	94	(24.3)
3. 半分位のところ。……………	38	(9.8)
4. 半分以下だが、下位 $\frac{1}{5}$ には入らない。……………	5	(1.3)
5. 下位 $\frac{1}{5}$ に入る。……………	2	(0.5)
不 明……………	15	(3.9)
計	387	(100.0)

やや減少している傾きがあるが、この20%が少なくとも成績上位順の五分の一でないことは明瞭であり、仮に、そのような場合を想定しても、われわれの調査対象の60%は、その圏内に入る実力者であったことになる。

では、このように比較的成績もよかった者の多い通信教育課程への進学者が、なぜ通信課程をえらんだか、という理由は、むしろ、なぜ通常課程をえらばなかったか、という問いへの答えの中において明瞭になる。第12表は、「大学の通常課程に入らなかった理由」を多項目選択法で印をつけてもらった答えの集計結果である。

まず、すぐ上に述べたこととの関連において「学力の不足」を理由に、通常課程に入らなかった者は、調査対象中の僅か5%にすぎないのであり、他の諸理由とは比較にならない多数者によ

って指摘されたのは、「経済的な理由」による者である。その割合が標本中の3分の2以上によってあげられていることからしても、高等教育の機会不均等に関する経済的な条件の解消は、極めて大きな社会的要請であることが分かる。

その他の理由についても、第12表中に示すとおりであるが、「従軍のため」という答えが第三位を占めて全体の10%に達していることは、戦争の影響を反映している。なお、もうひとつ注意したいのは、第4位の「居住地が入りたい大学から遠かったため」という答えをした人達の割合における地域的差異についてである。第13表に示すように、細かな地域別では標本数が小さすぎるが、それでも、高等教育機関の集中して存在する東京都は「居住地」を理由とするものが最低の5.7%であり、その他の地域の合計では10.1%となる。また標本数は小さいなりに、東海・東北・四国及九州・北陸・山陰等では何れも、この答えの発生率が高い。

つぎに、大学の通常課程には、以上にあげたような理由から進めなかった訳だが、では大学通信教育に入学した動機なり、目的について正面から問うた場合、その答えを、在学時の職業と関連させてみると第14表のとおりである。すなわち、動機の自律性・他律性については、全体の94%が「全く自分の意志で」通信教育課程への入学を決意したのであり、職業間の差も、とりあげるほどのものではない。

ところが何を第一義的な目的として入学したかということになると、職業によって、差がうかがえる。総標本の55%が「一般的教養を深めること」を目指しており、ついで、47%が「専門的な知識・能力を高めること」を目的としていて、どの職業層をとっても、この両者を答としてあ

第12表 大学の通常課程に入らなかった理由

	実数※	発生率(対標本)
1. 経済的な理由で……………	264	68.2%
2. 家業をつぐ必要があったので……………	52	13.4
3. 従軍のため……………	38	9.8
4. 居住地が入りたい大学から遠かったため…	35	9.0
5. 健康が許さなかったため……………	28	7.2
6. 良い就職口があったため……………	24	6.2
7. 学力が不足だったため……………	20	5.2
8. 家族、その他の人に反対されたため……………	12	3.1
9. 結婚のため……………	6	1.6
10. その他の理由のため……………	31	8.0
11. 不明……………	6	1.6
標 本 数	(387)	

※ 二つ以上の項目を理由としてあげた者があるため、各項目への回答数の計は516となり、標本数と一致しない。

第13表 通常課程に入らなかった理由として居住地をあげた人の地域別割合

東 海……………	18.2%	(4/22)
東 北……………	11.6	(5/43)
四 国・九 州……………	11.3	(6/53)
山 陰・北 陸……………	11.1	(3/27)
近 畿……………	9.4	(3/32)
関東・甲信越……………	8.0	(6/103)
山 陽……………	7.7	(1/13)
北 海 道……………	6.1	(2/33)
東京都以外計……………	10.1	(30/299)
東 京 都……………	5.7	(5/88)

第14表 入学の動機と目的の在学時職業別

回答項目		教 員	公 務 員	会 社 員	自 主 営 業	農 林 漁 業	自 由 業	無 職	不 明	無 回 答	計
動 機	全く自分の意志で	91.7	98.0	91.8	94.0	85.7	100.0	100.0	100.0	—	94.3
	他人にすすめられて	8.3	1.0	8.2	6.0	14.3	—	—	—	—	5.4
	不 明	—	1.0	—	—	—	—	—	—	—	0.3
	計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
目 的 (註)	一般的な教養を深めるため	35.3	59.0	57.1	65.2	70.0	75.0	33.3	60.7	50.0	55.0
	専門的な知識・能力を高めるため	51.5	45.9	45.1	52.2	36.7	37.5	60.0	53.6	50.0	47.3
	職業上での地位・収入を高めるため	14.7	17.2	19.8	8.7	6.7	—	—	7.1	—	14.2
	免許状取得のため	47.1	13.9	8.8	4.4	16.7	—	26.7	17.9	50.0	18.9
	上級試験準備のため	1.5	11.5	8.8	8.7	6.7	—	—	7.1	—	7.5
	新しい就職に必要な学歴を得るため	4.4	5.7	11.0	21.7	16.7	12.5	26.7	10.7	—	9.8
	そ の 他	1.5	3.3	2.2	4.6	—	—	20.0	3.6	50.0	3.4
	標 本 数	68	122	91	23	30	8	15	28	2	387

(註) 目的の数値は、対標本発生(項目選択)率

げた者の発生率はきわめて高く、一般教養が一位であり、専門的知識・能力が二位で、他の項目をひきはなしている職業層が多い。この順序が逆転しているのは、当時、職の無かった階層と教員である。とくに教員の場合は、他と異なり、一般的教養の項目を選択した率は第三位であり、第二位には「免許状取得のため」という目的が位置して、率においても第一位の「専門的な知識・能力」と殆んど差はない。そこで教員層と他の職業層全体と二つのグループの間に、免許取得を目的とすることについて、有意の差があるかどうかをカイ二乗検定によって検討してみたところ、第15表に示すように、有意水準1%レベルで、有意差があり、免許状取得が主目的とされていたことは、教員層の特徴であることが分る。また、他の職業階層に比べて、教員層及び無職者のグループにおいて、一般的教養よりも、「専門的な知識・能力」が求められている点についても検定を行なったが、有意の差とは云えなかった。

さらに第14表において気がつくのは、職業的に安定度の高い教員・公務員において「新しい職業に必要な学歴取得」を目指しての大学通信教育入学は5%前後であるのに対して、会社員や自

第15表 教職員層の入学目的として「免許状取得」をあげた者の多さに関する、
独立性の検定のための分割表と結果

分 割 表	教 職 員	その他の対象	計
教職員免許状取得を目的とするもの	32	41	73
目的とせず入学したもの	36	281	314
計	68	322	387

$$d, f, = 1 \quad Pr(x^2 \geq 87, 965) < 0.01$$

第16表 学部別入学目的

学部 目的種別	法 学 部 実数, 対標本%	文 学 部 実数, 対標本%	経 済 学 部 実数, 対標本%	その他	計 実数, 対標本%
一般的教養	41 (41.4)	44 (58.7)	121 (59.6)	7	213 55.0
専門的な知識能力	52 (52.5)	36 (48.0)	91 (44.8)	4	183 47.3
職業上での地位・収入向上	20 (20.2)	5 (6.7)	30 (14.8)	—	55 14.2
免許状取得	17 (17.2)	28 (37.3)	27 (13.3)	1	73 18.9
上級試験準備	17 (17.2)	— (—)	12 (5.9)	—	29 7.5
新規就職のための学歴取得	7 (7.1)	15 (20.0)	16 (7.9)	—	38 9.8
そ の 他	3 (3.0)	2 (2.7)	8 (3.9)	—	13 3.4
回答計 (標本数)	157 (99)	130 (75)	305 (203)	12(10)	604 (387)

由業では10%を超え農林漁業等では16%, 自営業や無職では20%を超える。だが, これらも独立性に関する検定を行なった場合, 有意水準を5%においても, 有意の差があるとは云えない。

第16表は, 同じく入学目的について, 所属していた学部の差を示したものである。文学部や経済学部では「専門」より「一般教養」を目的とする方に傾くのに, 法学部では逆になっている。また, 法学部では「上級試験準備のため」という目的をもつ人が文・経に比べて多いのが特徴であり, 文学部では, 法・経に比べて, 「免許状取得を目的とする人」が多い傾向がうかがえる。これらの点に関しては, 第17表の1, 2, 3において, カイ二乗検定のための分割表と結果をかかげた。法学部在籍の学生が, 文・経その他の学生のように「一般教養を深めること」を入学の第一目的としていない, ということ, 及び, 法学部の学生において, 「上級試験に合格するための準備」ということを当初からの入学目的にしているものが有意に多いという二点については, それぞれ1%レベルの差が認められる。だが文学部学生は特に免許状取得を目的とするものが多いということは, なお有意差として認めがたいということである。

第17表 所属学部による入学目的の特殊性に関する検定

〔その1〕 (分割表)	法	文・経その他	計
一般的教養を入学目的とす	41	172	213
入 学 目 的 と せ ず	58	116	174
計	99	288	387

$$d.f. = 1$$

$$Pr(x^2 \geq 9.875) \ll 0.01$$

〔その2〕 (分割表)	法	文・経その他	計
上級試験準備を目的とす	17	12	29
目 的 と せ ず	82	276	358
計	99	288	387

$$d.f. = 1$$

$$Pr(x^2 \geq 17.925) \ll 0.01$$

〔その3〕 (分割表)	文	法・経その他	計	$d.f. = 1$
免許状取得を目的とす	28	45	73	$Pr(x^2 \geq 2.0403)$
目的とせず	47	267	314	$= 0.20 \sim 0.10$
計	75	312	387	

入学目的は以上に述べたとおりでが、ともかく、通信課程を卒業した過半の学生は、高校卒業成績も優秀で、主に経済的な理由のため通常課程に進み得なかったものであり、志と能力において、決して高等教育から阻外され、差別されるべき人々でなかったことは確かであろう。

〔在学時の学習費と支出源〕 主として、経済的な理由により、通常課程を断念した通信教育課程の利用者が「通信料、ノート・レポート用紙代、試験料、受験交通費、図書購入費等の学習費に、毎月どれ位の出費をしていたか」また、「その支出源を何に求めているか」というのが次ぎの問題である。

毎月の学習費については、調査対象者の在学中に比して、諸物価が相等の値上りをしており、現在の参考にはならないかも知れないが、結果の概要は第18表のとおりである。これによって最頻階級は2000円から2999円の間であり、この表から並数(mode)を求めると、2565円ほどになる。なお、これらの学習費が「各月の収入の何%位にあっていたか」についての回答では、10～30%のものが過半であった。

つぎに、これら学費の出所であるが、第19表に示すように、全体的には「自分の収入から」工

第18表 毎月の学習費

級 間	度 数 %
999円まで	14 (3.6)
1000～1999円	71 (18.4)
2000～2999円	140 (36.2)
3000～3999円	87 (22.5)
4000円以上	45 (11.6)
不 明	30 (7.8)
計	387 (100.0)
並 数	2565円57銭

第19表 学習費の出所(職業別)

出 所	月収	貯金	両親	職場	その他	不明	計	標本
職 業								
教 員	63	2	2	1	1	1	70	68
公 務 員	120	14	8	1	3	0	146	122
会 社 員	89	10	4	1	4	1	109	91
自主営業	15	4	4	0	0	2	25	23
農林漁業	12	5	15	0	4	1	37	30
自由業	7	0	2	0	1	0	10	8
無 職	1	2	13	0	1	0	17	15
そ の 他	21	3	6	0	2	0	32	28
不 明	2	0	0	0	1	0	4	2
計	330	40	54	3	17	5	450	387
対 標 本 %	(85.7)	(10.3)	(13.9)	(0.8)	(4.4)	(1.3)		

面しているものが85%でもっとも多く、両親への依存が14%弱でこれについている。けれども、このような、支出源は在籍中の職業によって差があり、教員・公務員・会社員等では殆んどが自分の月収を中心に、貯金を補いに行っている程度であるが、農林漁業や自家営業の場合では両親へ

の依存度がはるかに高くなり、無職の場合には、当然のことながら、殆んどが両親に依存することになる。

〔卒業までの困難性〕 大学通信教育課程において、途中放棄の多いことには、すでにふれたが、実際にさまざまな困難に耐えて卒業の栄光を得た人びとの場合にも、「放棄しようと思ったことがあったか」、また、「放棄しようと思った理由」として何があげられるかということについて結果を報告しよう。

まず第一の、「放棄しようとしたことの有無」については第20表のとおりである。全体として卒業生中の60%は、終始、そのような経験をしていない。放棄しようとしたことのある37%については、一度だけという者はむしろ少ない。2～3度というのが約半数であり、それ以上、たび

第20表 途中放棄しようと思ったことの有無

学 部 有・無	法	文	経	そ の 他	計
なかった	56(56.6)%	48(64.0)%	125(61.6)%	7 (70.0)	236 (61.0)
あ っ た	39(39.4)	27(36.0)	75(36.9)	3 (30.0)	144 (37.2)
一 度	6	4	30	1	41 (10.6)
二・三度	21	15	29	1	66 (17.0)
それ以上	7	7	7	—	21 (5.4)
不 明	5	1	9	1	16 (4.1)
不 明	4 (4.0)	—	3 (1.5)	1	7 (1.8)
計	99(100.0)	75(100.0)	203(100.0)	10(100.0)	387 (100.0)

たび挫折の危機に見舞われた人も、全体の5%を数える。また、このような放棄的意図の体験については、大学や所属学部による差は殆んどなかった。

第21表は、放棄しようとした理由についての回答をまとめたものであるが、総括的に見て144人の該当者（挫折体験のあるもの）の中、63人があげた最大の理由は、時間の不足ということで

第21表 途中放棄しようと思った理由

学 部 理 由	法 %	文 %	経 %	その他	計 %
時 間 不 足	17 (43.6)	13 (48.2)	32 (42.7)	1 (33.3)	63 (43.8)
経 済 的 に	10 (25.6)	8 (29.6)	7 (9.3)	1 (33.3)	26 (18.1)
なまけて未提出のレポートがふえたため	6 (15.4)	1 (3.7)	7 (9.3)	—	14 (9.7)
なんとなくいやになって	2 (5.1)	6 (22.2)	7 (9.3)	—	15 (10.4)
期待したものが得られなくて	1 (2.6)	3 (11.1)	4 (5.3)	—	8 (5.6)
独学が無理なので	9 (23.1)	5 (18.5)	16 (21.3)	1 (33.3)	31 (21.5)
試験がむっかしくて	3 (7.7)	1 (3.7)	5 (6.7)	1 (33.3)	10 (6.9)
スクーリングに出席することが困難なので	13 (33.3)	10 (37.0)	19 (25.3)	—	42 (29.2)
そ の 他	5 (12.8)	6 (22.2)	11 (14.7)	—	22 (15.3)
標 本 数	39	27	75	3	144

※ %は、標本に対する発生率

あった。その他、「スクーリング出席の困難」をあげたのが29%、「独学の無理」を感じての放棄意図が21%、「経済的理由」をあげたもの18%という順序で、つづいている。なお、このような理由づけを所属した学部別に見ると、学部間に多少の差がある。すなわち、「時間不足」が首位であるのは、各学部に通じているが、「放棄意図」をいだいた経験者がもっとも少なかった文学部在籍者に、「なんとなく」という漠然とした理由をあげた者が22%もあり、法・経の場合の10%未満に比して検定上の有意差はないが高い。また、「期待したものが得られなくて」という答えもやや高めである。それに対して「なまけて未提出のレポートがふえたため」とか、「独学の困難」、「試験がむつかしくて」といった類いの専攻の学習そのものの困難性を指示する回答は何れも法学部に多くて、経済学部・文学部の順となっている。

ところで、放棄意図の根拠は、受講者の居住地によっても異なる。というのは、全体としては、「時間の不足」を訴えたものが43%と首位であり、「スクーリングに出席することの困難」という2位の理由をあげた29%との間に大きな差があるが、北海道と北陸・山陰では、むしろ、この方が首位の理由としてあげられている。

〔スクーリング〕 その多くが職業につき乍ら、通信教育によって高等教育を身につけようとする場合、何より「学習時間の不足」が痛切に感じられ、このことが中途放棄の気持をいだかせる

第22表 スクーリング出席の難易

職 業	容 易	少し困難	困 難	不 明	計
教 員	25 36.8	34 50.0	8 11.7	1 1.5	68 100.0
公 務 員	26 21.3	60 49.2	35 26.7	1 0.8	122 100.0
会 社 員	23 25.3	39 42.9	28 30.7	1 1.1	91 100.0
自 主 営 業	6 26.1	15 65.2	2 8.7	0 0.0	23 100.0
農 林 漁 業	12 40.0	15 50.0	3 10.0	0 0.0	30 100.0
自 由 業	3 37.5	5 62.5	0 0.0	0 0.0	8 100.0
無 職	11 73.3	3 20.0	1 6.7	0 0.0	15 100.0
そ の 他	10 35.7	9 32.1	9 32.1	0 0.0	28 99.9
不 明	0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	2 100.0
計	116 29.9	181 46.8	87 22.5	3 0.8	387 100.0

第一の理由であることは以上に示した通りであるが、第二の理由として多数の人からあげられたのは、「スクーリング出席の困難」についてであった。

面接授業を欠いているということは通信教育の最も大きな弱点であり、したがって、現行の年6週間のスクーリングは必須の条件というべきものであろうが、文部省第89年報によれば、「現在最も多く利用される夏期面接授業でも、その出席率は在学生の約30%という低さである。」

そこで、この点の困難によって落伍した多くの利用者と異なり、卒業することのできた、われわれの調査対象自身が、「スクーリングを困難に感じたかどうか」また「困難であったとすれば、どんな事情によるものであったか」について語るところをまとめると次のとおりである。まず第

22表に示すように、卒業し得た人々の中でも、スクーリング出席を「容易だった」とするのは3割弱であり、無職の人たちを例外とすれば、どの職業も程度の差はあれ困難を感じた人が6～8割に達する。中でも、特に困難を訴えた人の多かったのは会社員と公務員であり、勤め人の中では、教員層は休暇があるだけに困難の程度は低いようである。会社員・公務員等に比べると、自営や農林漁業の人々にも、「困難」を訴えた人はやや少なかった。スクーリング出席の難易について、「教員層」と「会社員及び公務員層」さらには、「農林漁業及び自家営業者グループ」と「会社員・公務員層」の間には、それぞれ有意水準1%レベルの有意差がある。(第23表参照)

第23表 ①教員と会社員・公務員、②会社員・公務員と農林漁業・自家営業層の間の、スクーリング出席難易に関する検定

区 分	容 易	やや困難	困 難	計	
教 員	25	34	8	67	$d.f. = 2$ $Pr(x^2 \geq 17,426) \ll 0.01$
会社員・公務員	49	129	63	241	
計	74	163	71	308	
会社員・公務員	49	129	63	241	$d.f. = 2$ $Pr(x^2 \geq 17,882) \ll 0.01$
農 林 漁 業}	18	30	5	53	
自 主 営 業 }	67	159	68	294	

つぎに、スクーリングの出席を困難とした事情についてであるが、第24表に示すように、全体としては、「勤め先でまとまった休暇をとることがむづかしかった」ことによる、とするものが多く、全体の約6割が、この原因をあげている。それにつぐのは、「経費の点で」、「家の仕事に差支えたから」、「居住地から遠かったため」等であるが、何れも選択率は1～2割の間で、「勤め先」での困難に比べると格段にひくい。これは、この点に関する職業別の差を検討すると一層明瞭になるのであり、会社員の86%、公務員の74%が該当する。彼等に比較して、同じ勤め人でありながら教員層では、38%が勤め先をあげたにすぎないのは、第23表における先述の検定

第24表 スクーリング出席難理由の職業別

職 業	教員	公務員	会社員	自主営業	農林漁業	自由業	無 職	その他	不 明	計
理 由										
経 費 の 点 で	14(33.3)%	15(15.8)%	9(13.4)%	0(0)%	8(44.4)%	0(0)%	1(25.0)%	3(16.7)%	2(100.0)%	52(19.4)%
勤め先でまとまった 休暇をとることの困難	16(38.1)%	71(74.7)%	58(86.6)%	1(5.9)%	2(11.1)%	0(0)%	0(0)%	11(61.1)%	1(50.0)%	160(59.7)%
家の仕事に差支える	4(9.5)%	0(0)%	1(1.5)%	13(76.5)%	10(55.6)%	3(60.0)%	2(50.0)%	3(16.7)%	0(0)%	36(13.4)%
居住地が遠くて	12(28.6)%	10(10.5)%	4(6.0)%	1(5.9)%	2(11.1)%	1(20.0)%	2(50.0)%	1(5.6)%	0(0)%	33(12.3)%
そ の 他	5(11.9)%	3(3.2)%	2(3.0)%	1(5.9)%	0(0)%	0(0)%	0(0)%	0(0)%	0(0)%	11(4.1)%
標 本 数	42	95	67	17	18	5	4	18	2	268

註 %は対標本比、一人で二項目以上の回答をしたものがあるので、合計は100%にならない。

の結果と符号するであろう。なお、当然のことながら、自営層や農林漁業従事者においては、「家の仕事に差支える」という回答が過半数によって指摘されている。

なお、調査によせられた回答の集計では、スクーリング利用者の87%は夏季スクーリングに出席しており、いわゆる通年スクーリングの利用者が12%であって、その他の季節に、集中して出席したのは1%にすぎない。さらに、夏季スクーリング出席に要した学習費及び生活費であるが、これは東京在住者で自宅通学をなし得たものの5千円未満という答えから、遠隔地から来た4万円を超える者まで、広い範囲にわたっている。最頻階級は2万円から2万5千円で約20%がこの

第25表 夏季スクーリング出席に要した一回の学習費及び生活費

階 級	実 数	%	最頻階級所属地帯
4,999円以下	13	3.4	東京都
5,000～9,999	32	8.3	
10,000～14,999	36	9.3	
15,000～19,999	61	15.7	関東・甲信越・北陸・山陰
20,000～24,999	74	19.1	東北・近畿・東海・山陽
25,000～29,999	36	9.3	四国・九州
30,000～34,999	42	10.8	北海道
35,000～39,999	8	2.1	
40,000円以上	12	3.1	

範囲であり、大様は、第25表に示すとおりである。この表の右側のらんは居住地別のスクーリング所要経費における最頻階級を記入してあるが、これによっても、居住地如何が、出席に要する経済的負担を大きく左右していること、したがって、通信課程といえども、居住地は、経済的な観点からの教育機会における不均等をつくり出す条件として克服され得ないことを示すであろう。しかも、表としてはかかげないが、われわれの調査におけるスクーリング出席経費の出所は、64%が月収であり、28%が自分の貯金からであって、勤労青年にとってこのような費用の捻出は、容易でないものであり、こういった理由も、利用階層、卒業階層を教員のように、まだしも、比較的恵まれた階層に限定する傾向を助長していると言えるのではなかろうか。少なくとも、スクーリング期間の経費に関する助成金や、巡回スクーリング等の発達は、重要な通信教育課程に関する社会的要請であると考えられる。

〔評価〕 ところで、通信教育課程の諸側面について、実際にそれを経験してきた人々の評価はどうであろうか。調査の結果をごく簡単に紹介しよう。われわれが評価を求めたのは、①教材を中心とした学習内容、②スクーリング講義内容、③スクーリングの期間、④スタディー・グループ（地域の学習会）、⑤卒業後の生活に関連づけての総合評価、⑥通信教育課程という学歴に伴う社会的処遇や差別についての評価、といった諸点である。

第一の教材については、大学別、学部別において、それほど顕著な差はなく、第27表の結果からしても満足度はかなり高いものと考えてよいであろう。「大変よかった」「かなりよかった」の両回答をあわせると93%に達する。ただ、卒業年次別に見たとき、「大変よかった」という評

価は、年とともにやや減少する傾向を見せているが、これは比較材料としての出版物が豊富になったことの結果とも考えられる。

第27表 教材を中心とした学習内容の評価（卒業年次別）

卒業年次 評 価	26・27年度 %	28・29年度 %	30・31年度 %	32年度以後	不明	計 %
大変よかった	25 (64.0)	41 (43.1)	38 (34.8)	46 (33.1)	0	150 (38.8)
かなりよかった	13 (33.3)	49 (51.6)	62 (56.9)	82 (59.0)	5	211 (54.5)
余りよくなかった	0 (0.0)	3 (3.2)	9 (8.3)	10 (7.2)	0	22 (5.7)
悪かった	0 (0.0)	2 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0	2 (0.5)
不 明	1 (2.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.7)	0	2 (0.5)
計	39(100.0)	95(100.0)	109(100.0)	139(100.0)	5	387 (100.0)

第二に、スクーリングの講義内容についてであるが、全体として、過半が「非常に有益だった」と答えている。ただ、この方は教材の場合と異なり、卒業年次間の差は殆んど見られず、却って学部別に多少の差が見られた。このため、第28表も学部別の分類によるもののかかげてある。

第三に、スクーリング期間の長さについてであるが、すでに述べた現行どおりの期間を「適当」とするものが69%と約7割、「長すぎる」とするもの11%、「短かすぎる」とするものが9%で、他は不明であり、大体、現在の期間を支持している。ただ、この点についても、居住地によって差があり、北海道・東北には「長すぎる」という答えが約2割で、他の地方より高い。

第28表 スクーリングの講義内容に関する評価（学部別）

学 部 評 価	法 学 部 %	文 学 部 %	経済学部 %	そ の 他	計 %
非常に有益だった	61 (61.6)	36 (48.0)	103 (50.7)	7	207 (53.4)
かなり有益だった	36 (36.4)	36 (48.0)	89 (43.8)	1	162 (41.9)
余りよくなかった	2 (2.0)	3 (4.0)	8 (4.0)	2	15 (3.9)
悪かった	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0	0 (0.0)
不 明	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.5)	0	3 (0.8)
計	99(100.0)	75(100.0)	203(100.0)	10	387 (100.0)

第四に地域の学習会、いわゆるスタディー・グループについてであるが、この種の会に「常時参加していた」のは、調査対象の20%であり、「時々参加した」のが28%、「参加しなかった」人が50%強であった。したがって、出席率はそれほど高いとは云えないが、参加した197名の評価では、「有意義だった」という答えが63%であり、「全く無意味だった」というのは、1.5%にすぎない。

第五に、「大学通信教育は、卒業後、自分にどんな面でプラスになっていますか」という、卒業後の生活に関係づけての評価であるが、用意した各回答項目によせられた反応を一表にまとめると第29表のようになる。この問いは、大学通信教育課程への入学目的との関係を念頭において

回答項目を考えたが、集計の結果は、入学目的に関する回答項目には用意しなかった「努力したという経験から得た自信」を評価する者が最も多く、標本中の三分の二に達した。この事実からも、通信教育課程において卒業へとたどりつくまでの、並々ならぬ困難と努力が察せられるであろう。その他の回答項目の選択率は表に示したとおりであるが、この自己評価を、もともと入学時に意図した目的と関係づけて見ると、第30表のような結果を得る。

免許状を目指したものは、おそらく全員が取得したものと考えるとして、その他の目的項目について云えば、「一般教養」や「専門的な知識・能力」の取得を目的としたものは、それぞれ、高い充足率を示しているが、当初から「地位や給料の上昇」とか「新規の就職」を目的とした人々における充足率は、何れも半ばに達しない。最も充足率の低いのは「上級試験の合格」に関してであって、僅か6%

第29表 通信教育受講の成果（どんな面でプラスになったのかの評価）

1. 努力したという経験から、自分に自信ができた。…	256	66.1%
2. 一般的教養を深める上で。……………	239	61.8
3. 専門的知識能力を高める上で。……………	161	41.6
4. 今後の研究の土台ができて。……………	84	21.7
5. 友人との接触ができて。……………	70	18.1
6. 職業上での地位や給料の上で。……………	59	15.2
7. 新しい就職に成功して。……………	36	9.3
8. 上級試験に合格して。……………	18	4.7
9. その他。……………	14	3.4
10. 特にプラスにならなかった。……………	3	0.8
無回答……………	3	0.8
標本数	387 (回答数950)	

註 %は、対標本

第30表 入学目的と卒業後の評価の関係（入学目的の充足度）

入学目的： 当初目的者 Ai		一般教養	専門知識	地位給料	免許状	上級試験	新規就職	その他	評価者 人数 (回答数)
		213人	182人	55人	73人	29人	37人	13人	
Bi 卒業 後の 評価	一般教養	173 (81.2)	93	33	37	7	18	6	239
	専門知識	80	117 (64.3)	29	37	7	4	5	161
	地位給料	23	35	25 (45.5)	19	15	8	3	59
	免許状				※73 (100.0)				73
	上級試験	12	10	3	3	2 (6.9)	3	3	18
	新規就職	17	17	7	12	3	18 (48.7)	1	36
	その他	8	6	1	4	1	1	8	14

- 註 1. () 内%は充足率 (Bi/Ai)
 2. 多くの回答者は、二つ以上の項目をあげている。
 ※ 3. 免許状は、全員取得したものと推定。

である。けれども、入学目的や卒業後評価は、多くの人が二つ以上の項目に印しをつけており、その一側面において入学目的を充たし得なかった人も、他の何れかの側面で、その意義を評価していることは、第29表において「特にプラスしなかった」と答えた人が僅か3名にとどまっていたことから明らかであろう。

ここで気になるのは、もともと上級試験の合格を目指して通信教育課程を卒業した29名の中、所期の目的を達成したものが僅かに2名にすぎなかったという事実である。これは現実には通信教育卒業によって得られた実力が通常課程には、はるかに及ばないことを物語っているかも知れない。だが、この場合の上級試験の内容もはっきりしないし、同じ試験に関して、通常課程終了者のどの程度の者が、どれ位の割合で成功をおさめているかが、明瞭にならないかぎり、この資料だけでは実際のところ、通信課程で身につく実力を云々することはできないであろう。ただ、このような目的をもって入学したグループは、卒業後の結果的评价において、半数以上の15名が、「地位・給料の上昇に役立った」という評価をしており、他のグループに比して、この点に関する評価は、検定の結果、有意水準1%レベルの差があって、異例に高い。(第31表参照)このことは、上級試験合格を目指す在学中の努力の差が、結果的に、実力を評価されて、このような形での実りをおさめたとも解釈できる。単に、大学卒業という学歴がこの結果をおさめるなら、上級試験合格を目指したグループのみの学歴が高く評価され、地位や給料の上昇という結果を生むような有意差が検定されるということは解釈に苦しむからである。

第31表 上級試験合格を目的としたグループの地位・給料向上に関する成功評価の高さに関する独立性の検定

分 割 表	上 級 試 験 目的グループ	その他の対象	計	
地位給料の向上評価	15	44	59	$d.f. = 1$
評 価 せ ず	14	314	328	$Pr(x^2 \geq 32.285) \ll 0.01$
計	29	358	387	$C = 0.277$

なお、通信教育課程卒業者の上級試験合格率が実際にきわめて低いのであれば、このことは先に述べた学年制の検討との関連における、教育内容の充実化についての社会的要請として取上げられるべきだと考える。

参考までに、大学通信教育入学前の職業と卒業後の職業を比較し、調査にあらわれた移動の事情を第32表に示して、以上に紹介した評価の補足としたい。この表で明瞭なように、調査対象全体についての転出入率（職業移動率）は24.3%であるが、教員・公務員については、何れも比較的低い。特に移動の顕著なのは、農林漁業と家事・無職のグループであり、過半が教員・公務員・会社員になっていることが分る。農林漁業に家事・無職を合算してみると、45名の中で29名と三分の二が新たに職業を得、その領域は、教員・公務員・会社員であるものが24名と、8割を超え

る。このような資料からも、現在の勤労青年が職業移動上で希望する方向がうかがえるであろうし、また通信教育課程を卒業した結果が、約4分の1の全面的転職者を生んでいることから、通信教育制度が、転職の困難かつ不利な日本社会において、勤労青年の水平的・垂直的移动に、相当の機能を果していることが分る。

第32表 入学前・卒業後の職業移動情况

現在(卒業後) 以前(入学時)	教 員 (83名)	公務員 (117)	会社員 (113)	商工業 (19)	農 林 漁 業 (14)	自由業 (16)	家事無職 (8)	その他 (14)	無回答 (3)	転出(減) 転出の%
教 員 (68名)		2	6	0	0	2	0	0	1	11 (16.2)
公 務 員 (122)	9		2	1	1	2	0	0	2	17 (13.9)
会 社 員 (91)	1	2		1	0	2	2	0	0	8 (8.8)
商 工 業 (23)	1	1	7		0	0	0	0	0	9 (39.1)
農林漁業 (30)	6	4	4	0		1	0	2	0	17 (56.6)
自 由 業 (8)	1	0	1	0	0		0	0	0	2 (25.0)
家事無職 (15)	4	2	4	1	0	1		0	0	12 (80.0)
そ の 他 (28)	3	1	5	2	0	2	3		0	16 (57.1)
無 回 答 (2)	1	0	1	0	0	0	0	0		2
転 入 (増)	26	12	30	5	1	10	5	2	3	94
差 引 増 減	+15	-5	+22	-4	-16	+8	-7	-14	+1	94/387 =24.3%

第六に通信教育課程という学歴に伴う社会的な対遇や差別についての評価であるが、この点については、すでに吉岡が発表しているのでくわしくは述べない。ただ、前項、通信教育課程¹³⁾の卒業者が「職業上の地位・給料」を高めたいと願い、あるいは「新規就職のために必要な学歴取得」を目的とした人々に対して、その充足率が半ばを下まわったことにも示唆されるように、この調査にあらわれた社会からの評価には、通常課程との間に、なお大きな差別が設けられているとの印象を与える。すなわち質問票において「大学通信教育卒業という学歴は、大学の通常課程、夜間の課程に比べて、職場や就職時に、差別されていると思いますか」という質問への答えを一表にまとめると、第33表のと

第33表 大学通信教育卒業という学歴の社会的差別感

	実数	%
1. 通常課程と同等に扱われる……………	105	27.1
2. 通常課程に比べて多少差別をつけられる…	78	20.2
3. 通常課程に比べると、非常に差別される…	76	19.7
4. 夜間課程と同等に扱われる……………	16	4.1
5. 夜間課程に比べても多少差別される……………	27	6.9
6. 夜間課程に比べても非常に差別される……………	27	6.9
7. その他……………	31	8.0
不 明……………	29	7.5
計……………	387	100.0

註 13. 日本通信教育学会「通信教育研究集録Ⅻ」1972中の吉岡剛「大阪通信教育卒業生の社会的処遇」

ある。さらに附加的に、「どのような差別があったか、具体的に経験をお書き願えれば有難いと存じます」という調査者側の希望に対し、差別の具体的な経験を自由回答形式で述べた人達が218名であり、標本の56%に達した。その具体的な経験例をここに再掲する紙数はないが、大きく分類すると、右表のとおりである。

本稿の冒頭、「日本における学歴の社会的意味」においてふれたように、通常課程においても、出身校によって、能力以前の選抜が行なわれ勝ちであった日本社会において、通常課程と通信課程の待遇差は調査対象が感じていると

1. 全般的に差別されてきた。	101	(46.3) %
2. 採用に関して差別された。	38	(17.4)
3. 地位の上で差別された。	32	(14.7)
4. 給料の上で差別された。	37	(17.0)
5. 差別あるも実力がない為致し方なし。	10	(4.6)
計	218	(100.0)

りの事実であろう。けれども、すでに述べたように、高校の卒業成績においてもすぐれたものが多く、また現実に体験した差別を自分の実力に帰した人達は、僅か10名であるというからも、現に社会的待遇の上で、通信課程卒業者が受けている差別ほどに、実力においても差があるかどうかは疑わしい。実際に通常課程について調査していないから断言することは、はばかれるけれども、果して、通常課程を出てゆく大学生の中に、卒業までの過程をふりかえって、この調査の結果にあらわれたように、「努力したという経験から自分に自信ができた」人が60%もあるだろうか。このような点を考えれば、筆答試験・出身校・縁故関係等を中心とする従来の採用方法に依存することは、案外、総合的な実力者を振り落して下う結果を招いているかも知れない。

要 約

〔日本社会における教育機関と大学通信教育〕 筆者はまず、勤労青年高等教育の問題を、そこへと位置づけて考えるべき社会的文脈として、教育機会の均等に関する社会的要請についての一般的な考察を行なった。約言すれば、個人の能力発揮と幸福追求の機会を平等に尊重し、同時に社会における文明の維持発展のために、全体市民の向上と指導者の選択的形成を効果的に行なうという二つの観点から要請されるところなのが、筆者の考えである。

ついで、このような社会的要請にもかかわらず、多くの国において、なお理想と現実の間には不一致が存するのであるが、特にわれわれの住む日本において、学歴は特異の社会的な意味をもつものであることにふれた。すなわち、筆者が本論文中に使用した調査によると、寡占企業の有名校支配という傾向はなお顕著に見られ、資本金10～30億円程度のものと30億円以上のものでさえ、その差が極めて著しい。このような有名校や学歴の過度の尊重は、終身雇庸、企業規模別賃金格差等の条件と結合して、人生競争を青年期に集中せしめるのであり、青年期の、それも学生ではなく一般勤労青年に著しく高い自殺率の上での特徴は、このような社会における青年の立場の投影とも解釈できる可能性について述べた。筆者は、本論における大学通信教育のような勤

労青年の高等教育を受ける機会を考える前提として、以上のような社会的文脈を念頭においておくことの必要を感じたのである。

本論に入って、最初に戦後日本の特殊事情の下での大学通信教育発足の事情を簡単に説明した後、大学通信教育受講者の現況を概説した。すなわち、第一に、通常課程の大学入学者の場合、その大部分が卒業している現状と比べるとき、通信教育課程では、一年度入学者の16%が卒業しているにすぎない。このことは、通信教育の学年制度を再考する必要を示唆するとともに、その卒業が極めて困難であることを端的に物語っている。

第二に、わが国の大学通信教育の利用者は、発足直後の特殊事情に影響されて、利用対象の著しく大きな部分が、免許状取得を目的とする教職員層によって占められた。もちろん、このような側面が通信教育の重要な機能領域のひとつであることには何等、問題はないが、事実上、教育対象として教員層を意識しすぎるという意味での依存性が、勤労青年の学習意欲を充し、教育機会均等化への手段として、通信教育が発展すべき将来に、制約条件として働くことが懸念される。

この問題との関連において、第三に大学通信教育における開講部門についての制限ないし偏在性を取り上げた。社会通信教育における場合の受講者及び修了者が技術部門に極めて高いということは、このような側面についてのより程度の高い学習意欲を迎えとる機会の拡大に関する社会的な要請を示唆するであろう。

第四に述べたのは、通信教育課程をもつ大学の、地域的偏在性である。空間的制約の克服に長所を有する通信教育においても、開設校の大都市偏在は、スクーリングへの出席難易との関係において、居住地域により教育機会上の差を生ぜしめる。このことは、居住地域による在籍者と卒業生との比較における差からも、また、後の調査資料中における、居住地域別のスクーリングの参加経費の差や、出席困難を放棄理由にあげたものの割合における地域差からも示唆されるであろう。したがって、移動スクーリングやスクーリング資金の貸与といった便法の適用によって、その解決がはかられることにも、重要な社会的な要請が存するものと考えられる。このような社会的要請に関する諸仮説を検証し、補足する目的をもって行なった調査の概要をつぎに述べよう。

〔調査の概要〕 この調査は、在籍中の大きな割合を占める教職員よりも、その他の勤労者として大学通信教育を利用し、卒業した人たちを対象に、実際の学習体験に基づく回答から、勤労青年高等教育に伴う問題点を明らかにしようとした質問紙調査である。結果の概要を、再考を要し、要請さるべき問題点を中心にまとめればつぎのように要約することができる。

第一は学年制の問題である。先述の在学数と卒業生の年度間比較からも明らかのように、勤労しながら、通常課程と同じ四年間で卒業することは極めて困難であり、また、それを容易にしようとするれば学習内容の程度が下がるであろうことは誰の目にも明らかである。われわれの調査では、四年で卒業し得た調査対象は6割にみたく、しかも調査した一つの大学は73%、他は42%と非常に大きな差が存することは、上にのべた仮定を裏づけるであろう。この資料からも、5年制あるいは6年制といった学年制の再検討が必要と考えられる。

第二に、通常課程入学者に比べて、通信課程を卒業したわれわれの調査対象に関するかぎり、進学前の学力において特に劣っているとは考えられないということである。このことは、大学入学前最終学校での卒業成績の調査結果からも、また、通常課程をえらばなかった理由に「学力不足」をあげたものが5%にすぎなかった事からも推察される。調査の結果では、通常課程に入らなかったのを、三分の二までが「経済的な理由」に帰していることから、勤労青年中の進学能力を十分もつものに対して、高等教育の機会を与えるために、この上とも経済的な面での十分な助成がなされなければならないと考えられよう。

第三は、われわれの調査においても居住地域によって、通常課程をえらばなかった率が異なっていることで、これは、スクーリング出席費用の居住地別差異とともに、大学の偏在性に関する既述の指摘をさらに裏づける資料である。

第四は、通信教育課程入学の動機は殆んどが自律的であり、さらにその入学目的は、「一般教養」と「専門的知識・能力」を身につけるためとするものが多かったのであるが、教員層だけは「免許状取得」という目的意識をもつものが、有意に高いということである。このことは、通信教育の対象に教職員が多かったことからくる制約について、すでに述べた危惧を裏づけるであろう。なお、入学目的に関しては、文・経その他の学部学生に比べて、法学部への入学生は、「一般教養」を目的するものの割合が低く、むしろ、「上級試験のための準備を目的とする」者が有意に高かった。

第五に、平均的な毎月の学費やその出所について調査した結果、だいたい2500円見当が並数であり、その出所は85%が自分の月収の一部をあてている勤労者であった。スクーリング時のまとまった出費を別とすれば、この毎月支出額は収入の10~20%の間とするものが多かった。

第六に、学業半ばで志を放棄しようとしたものが、卒業者の約37%であり、その理由としては、勤労しながらの学習であるだけに、4割以上が「学習時間の不足」をあげた。この調査結果も、学年制についての再考を促す材料となるでなろう。なお、北海道や東北では、スクーリング出席の困難が首位の理由となっていたことも見逃せない。

第七に、スクーリング出席を困難ならしめる最大の理由は「勤め先でまとまった休暇をとることの困難」であり、調査対象の6割によって指摘されている。それだけに、会社員や公務員にとってはこの困難は特に痛切であり、教員層や自営・農林漁業従事者との間に有意の差がある。また、スクーリング出席に要する経費には顕著な地域差もあらわれていることから、この点の困難を解消するための先述の要請が裏書きされるであろう。

第八に、卒業生の通信教育諸側面に関する評価であるが、教材やスクーリングの講義内容については、かなり高い満足度がうかがえ、スクーリング期間も、「適当」という答えが多かった。また、放棄理由においては、約20%が「独学の無理」をあげていたが、級友との接触を欠く通信教育の難点を救う道とも考えられるスターディ・グループへの出席者は半ばにも達していない。同時に、出席者にはその意義を認めている回答が多いことからしても、地域や職場での共同利用

は、学習の困難を緩和するのではなかろうか。

なお、卒業後の生活に関係づけての、通信教育課程全般に関する評価では、「努力したという経験によって得た自信」をあげたものが多く、これは通信教育課程に特徴的な評価と云えよう。入学目的に関係づけての評価では、「一般教養」や「専門知識」についての充足率が高いが、地位・給料の向上や新規就職に必要な学歴取得といった具体的な目的についての充足率は半ばに達しない。

最後に、通信教育卒業の学歴が、社会的待遇の向上を期待しての入学目的に関して十分の充足を与えなかったという結果は、調査対象の多くが、通常課程や夜間課程との比較において、能力外差別をうけているという回答の多さとともに、出身校や学歴が過度にものをいってきた日本社会が、何より能力そのものを評価する社会へと脱皮することの必要を示唆するであろう。だが、同時に、農林漁業や家事・無職のグループを中心に、調査対象の4分の1が、卒業後教員・公務員・会社員等の職域に転出しており、このことは、大学通信教育の制度が、転職をきわめて不利かつ困難にしている日本社会において、勤労青年の志に基づく社会的移動に大きな役割を果たしていること、したがって、大学通信教育の一層の拡充そのことが、社会的要請として認められることを物語るであろう。